

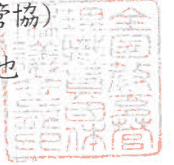
平成 23 年 7 月 5 日

文部科学省初等中等教育局長

山中 伸一 様

全国教育管理職員団体協議会(全管協)

会 長 小 松 信 也



公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について(意見・提言)

小学校 1 年生において、およそ 20 年を経て、学級編制の標準を 35 人としたことは、文部科学省と関係諸機関の連携による努力が実ったものであり、今後の教育界に明るい展望をもたらされたものとして高く評価しております。しかし、その見通しは決して安心できるものではなく、小学校・中学校全校において早期に実現できるよう「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」に期待するところです。

以下、全管協会員の総意として、意見・提言を申し上げます。ご検討のうえ、学校現場の声を反映していただきますようお願い申し上げます。

記

《全体をととして》

多様な学習指導への充実とその対応、児童・生徒指導の充実とその対応には、人的な環境整備が不可欠である。理念先行にならず、人的配置を確実に伴うような推進計画のもとに学級規模及び教職員配置の適正化を推進していただきたい。

- ① 加配教員の措置の継続に当たっては、予算確保をしっかりと行い、少人数指導あるいは習熟度別指導等の指導法の改善の特別支援教育の充実において、35 人学級を実現するために加配教員を削減するつけかえは行わないこと。
- ② 例年確実に手当されるかどうか不確実な加配定数による教員配置を定数化すること。
- ③ 本来、教員としての教育活動が十分に行えるための子供と向かい合う時間の確保のもと、円滑な学校経営がなされるために「学級定数 35 人を教職員定数の算定基準とし、小学校ではその算定基準の 1.5 倍、中学校においてはその 20 倍の教職員配置を定数とする」こと。
- ④ 定数配置により配属された教員は学校の状況に応じて、学校長によりさらに柔軟に学級編制が可能となるようにすること(学級編制の権限を校長裁量とすること)
- ⑤ 全国的に教育水準を高めるよう、さらに国を担う人材は国が責任をもって育成するという観点等から、「義務教育費国庫負担金」を全額国庫負担とすること

《次年度以降の学級規模・教職員配置について》

- ① 確実に小学校 2 年生については、平成 24 年度より学級定数 35 人とする。以後各学年ごとの移行ではなく、中学年(3・4 年)・高学年(5・6 年)を単位として改善を図られたい
- ② 学習・生活面ともに様々な課題を中学校 1 年生入学時よりかかえている。35 人以下学級の推進を小学校からというのではなく、平成 24 年度に中学校 1 年生を対象に学級編制の標準の引き下げを図られたい
特に中学校 1 年生に対しては中 1 ギャップの解消を早期に図る意味においても必要である。

《その他》

僻村などの僻地教育充実に対する学級編制上の配慮をすること

以上

全高長 第 4 7 号
平成 2 3 年 7 月 4 日

文部科学省初等中等教育局
局 長 山 中 伸 一 様

全国高等学校長協会
会長 青山 彰
(公印省略)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について下記の通り
意見を述べます。

記

(1) 学級規模について

今回、「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、小学校 1 年生のみとはいえ学級編制の基準が 3 5 人以下に引き下げられたことは、児童に対するきめ細かな教育実践の観点から評価したいと思います。今後は、出来るかぎり速やかに小学校の他学年及び中学校への導入を望みます。

また、「都道府県教育委員会が定める学級規模の『基準』について、市町村教育委員会が『従うべき』とされている拘束性を緩め、『標準』としての基準とする」と定めたことについては、市町村で実施される教育に関する独自性を担保する面では評価したいと思います。その反面、都道府県が教職員の給与費を負担していくという観点から考えて、市町村に在住する住民相互間で居住地域による不公平感を醸成させないよう配慮することが必要であると考えます。

(2) 教職員定数改善について

学級編制基準が 3 5 人以下に引き下げられることに伴う定数増充当の速やかなる実施をお願いします。また、「小学校における『専門的な指導』及び『障害のある児童生徒に対する特別の指導』に対する加配事由の追加」についても評価します。

その他喫緊の課題である東日本大震災の被災地域への教職員加配については、検討会議途中においても、緊急提言の様な形により速やかな立案を望みます。

以上、同法律改正について意見を述べましたが、さらに高等学校教育に関わって意見を加えます。

平成 2 0 年度の学校基本調査によれば小学校の 1 学級当たりの平均児童数が 2 5 . 6 人、中学校の 1 学級当たりの平均生徒数が 3 0 . 0 人となっています。これは小・中学校においては、学年全体が 4 0 名の定数を超えた時点で直ちに学級増とされることから生じた数字であると判断しています。これに比べ高等学校では、入学選抜において倍率が生ずる限り、全ての学級で定員一杯の 4 0 人での授業が行われています。この意味で今後、3 5 人以下の学級編制基準を速やかに高等学校に適用させるとともに、先駆的施策として、「習熟度別学級編成等に対応する教員」や「障害のある生徒に対応する教員」の加配定数を確実に配置措置することにより、生徒へのきめ細かな教育が可能になるよう、特段のご配慮をお願いします。

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する意見

日本高等学校教職員組合(日高教)

平素から、日高教の運動に対し、特段のご理解を賜り深く感謝申し上げます。

3月11日に起きた「東日本大震災」では、多くの尊い命が犠牲となるなど、戦後類を見ない大災害となりました。また、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、風評被害も含めた深刻な二次災害を引き起こしています。震災からの復興をめざす日本にとって、教育の振興と充実による人材の育成が基盤であると認識しなければなりません。

このようななか、新学習指導要領の本格実施や多様化する子どもたちの実態等、学校教育上の課題に適切に対応し、教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するため、本年4月に、関係法案の改正により公立小学校1年生の学級編制標準が40人から35人に引き下げられたことは、「児童生徒一人ひとりに、ゆとりある、しかも充実した教育」の実現に向けた大きな一歩となりました。

しかし、小学校第2学年から第6学年及び中学校における学級編制基準見直しについては、附則により「順次改訂について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされるに止まりました。また、高校においては、10年ぶりとなる新たな教職員定数改善計画(案)が策定されたものの実施には至りませんでした。

平成18年度に実施された「文部科学省教員勤務実態調査」の結果からも明らかなように、授業の準備や個別の生徒指導に費やす時間の減少は、早急に改善すべき課題です。加えて、17年連続で病気休職者数が増加している現状を鑑みれば、長時間に及ぶ過密勤務と超過勤務が、教職員の心身の健康に大きな影響を及ぼしていることは明らかであり、定数改善による教職員の負担軽減は喫緊の課題です。

学校現場においては、教職員がゆとりをもって教育活動に専念できる環境づくりが最も重要です。そのためには、義務教育諸学校に限らず、高校及び特別支援学校においても、児童生徒の活動拠点となる一学級の生徒数を減じて適正化を図るとともに、教職員定数の標準については早期の大幅拡充を推進しなければなりません。

さらに、定年延長を視野に多様な勤務形態が見込まれることから、児童生徒や教員に対するメンタルサポーターや、会計や文書発送業務を担う学校事務支援員など、教員としての知識や経験を有する人材により、学校現場における課題解決や効果的な指導を図り、人的資源の利活用を進める必要があります。

日高教は、運動方針において、連年に渡り「高校30人学級」の実現を強く求めてきましたが、未だ実現には至っておりません。今後、学級編制及び教職員定数の改善に向けた議論が進められることが期待されますが、子どもと向き合う時間の確保を図るため、多忙を極める学校現場の実情を十分に認識され、学級編制及び定数改善と併せて職務の精選についてご議論いただきたく存じます。

I 現行法の問題点について

1. 教員免許更新制や教員評価などをはじめとする新たな教育施策の導入等により、業務量が増大している。一方、主幹教諭や指導教諭など新たな職については、法律上、教諭等の中に含まれているだけでなく、担当授業時数が少なく押さえられなければならない、教諭の授業時間数増に繋がり負担増となっている。
2. 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭は、大規模校への複数配置が可能であるが、多様な児童生徒への対応など、職務の困難性が増しており、小規模校においても複数配置が求められている。

3. 学校司書に関する定数規定が定められていないため、教諭が司書教諭との兼任となっている場合があり、図書館教育の充実に十分対応できていない。
4. 特別支援学校では、保護者や近隣の学校などへの支援を行う地域におけるセンター的役割が求められている。さらに、障がいの重度・重複化、多様化に対して、理学療法士(PT)や作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、医療的ケアの実施に伴う学校看護師の配置などの要望も強く、時代の変化に対応できていない。

Ⅱ 学校現場の実態に即した具体的要求事項及び理由について

1. 定数改善の前提条件として、児童生徒と向き合う時間を確保するため、教員の職務の精選を進める必要がある。
2. 教職員定数の改善は、学校の組織力アップに繋がり、様々な教育課題や保護者の多様なニーズに対して適切な対応が可能となる。また、教職員のスキルアップのための自主的な研修や10年経験者研修等を積極的に受講することが可能となり、教員の資質の向上に資するものとなる。さらに、部活動や課外授業において、児童生徒一人ひとりに対する、より密度の高いきめ細かな指導が可能となる。
3. 少人数学級の実現により、学校内外における児童生徒の学習や生活の実態把握について、これまで以上に適切に対応することができるようになる。これにより、学習指導及び教育相談などの成果が大いに期待され、事件や事故などの防止と不測の事態にも迅速に対応することができる。
4. 現在、特別支援学校では、児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化などにより、教職員の負担は極めて大きくなっている。児童生徒の十分な安全確保とともに、適切な支援が可能となるよう定数上の配慮が必要である。
5. 精神性疾患で休職する教職員が17年連続で増加しており、その数は民間企業と比べるとおよそ2.5倍となっている。その一因と考えられる多忙化の解消は喫緊の課題である。定数改善により多忙化を解消することで、教員間のコミュニケーションやネットワークがより緊密となり、教授法や生徒指導対応等の情報交換が活発となるなど、学校の活性化やメンタルヘルスに資することができる。
6. 文部科学省の「教員の勤務実態調査」によれば、超過勤務の実態やほとんど取得できない休憩時間など、勤務の困難性が際立っている。部活動指導の負担軽減も含め、それらを解決するための定数改善は必要である。
7. 文部科学省の「教育指標の国際比較」によれば、日本では、教員一人当たりの児童生徒数が諸外国と比べ多くなっており、国家戦略の観点からも30人学級の実現を見据えた改善が必要である。
8. 教育は国の責務であることから、義務教育費国庫負担制度は堅持されるべきである。しかし、現在は国の負担割合が3分の1で止まっていることから、各自治体の財政状況などによっては、地域ごとに教育格差が生じる懸念がある。義務教育費は、国による全額負担が相当と考えるが、当面、国の負担を3分の1から2分の1へ復元すべきである。
9. 定数改善のための財源確保を理由に教員給与を削減することは、人材確保法の趣旨に反するばかりでなく、教員の志気の低下が危惧されることから容認できない。

○その他

高校への進学率は平成22年度実績で98%となっている。加えて、公立高校授業料無償制等により、高校全入時代は、ほぼ現実のものとなった。また、高校教育に対する国民からのニーズや期待は大きく、国として対応の強化を図らなければならない。高校教育の充実によって次代を担う子どもたちの明るい未来を切り拓くためにも、義務教育諸学校に止まることなく、高校における定数改善も確実に進める必要がある。

平成23年7月6日

文部科学省初等中等教育局長
山中 伸一 様

全国特別支援学校長会
会長 尾崎 祐三

「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化」に関する意見

このたび、貴職におかれましては、本会に意見聴取の機会を与えていただき、ありがとうございます。

全国特別支援学校長会としては、特別支援教育の推進を図るために、約1,000名の会員の協力を得ながら学校経営や教育実践の充実に努めています。

平成19年度以降、特別支援教育が実施されてから、特別な支援を必要とする児童生徒の実態が明らかになり、文部科学省の調査によれば、どの小・中学校にも発達障害を有する児童生徒が約6%在籍することが分かりました。

また、特別支援学校には、重度・重複化する在籍児童生徒の教育に加え、これら小・中学校等の幼児児童生徒や教職員を支援する、特別支援教育のセンター的機能の発揮が求められています。

このような、特別支援教育の充実に向けた制度が改革されるに伴い、学級編制及び教職員定数の見直しが行われることは大変重要なことと考えます。以下、検討事項の5項目に沿って意見を述べます。

(1) きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法の工夫改善の在り方について

小・中学校等において、発達障害のある児童生徒への個に応じた配慮に基づく指導のためには、少人数学級を推進することが重要であり、計画的に少人数学級を実現するための定数改善の実施を要望します。

(2) 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について

特別支援教育のセンター的機能を充実させるためには、特別支援教育コーディネーターの定数配置が必要です。これまでは、加配措置がなされてはいますが、全学校へ配置されているわけではありません。さらなる改善が必要です。

現在は、各特別支援学校においては、それぞれ1から5名程度の特別支援教育コーディネーターが担任を兼務しながら、時間の調整を図り、地域の小・中学校等の要請に応じて、特別な支援の必要な幼児児童生徒や教職員の支援を行っている状況があります。専任で当てる必要があります。

(3) 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について

様々な教育課題に対応するには、校長のリーダーシップの下、組織的かつ機動的な学校運

営が不可欠です。

しかしながら、幼稚部、小学部、中学部、高等部と4学部を設置する学校や複数の障害種別を併置した学校など、教職員が100名以上を越す学校も少なくありません。

学校の組織力を向上させるには、副校長の複数配置や主幹教諭の配置の拡充が必要です。

また、特別支援学校の大規模化に伴って、分校・分教室の設置も年々増加しています。これらの分校には、教頭が配置されていますが、分教室への管理職等の配置についての配慮も必要です。

さらに、大規模校において事務職員定数の改善も必要です。

(4) 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

心の病や健康上の配慮が必要な児童生徒が安心して学習するために養護教諭の複数配置が必要です。特に児童生徒数の多い学校に対する配置が必要です。

現在の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、学部、部の規模に乗ずる数を決めているため、実際の児童生徒の実態にそぐわない面があります。

また、部の規模が大きくなるほど乗ずる数が低くなるなど実態に合わない面もあります。弾力的な配当基準の制定が必要です。

また、摂食指導など生きるための基盤となる食育の推進のための栄養教諭の配置も重要です。

(5) その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

障害者基本法を受け、「交流及び共同学習」を一層進めていく必要が、改訂された学習指導要領に明記されました。障害のある子どもとない子どもが共に学ぶことは共生社会の形成の一助となります。今後、「副籍」「支援籍」といった制度が、各都道府県での取組として始まり広がる可能性があります。特別な支援が必要な児童生徒については、「居住地校での学籍」と「特別な支援を受ける学校での学籍」を「二重に認める学級編制」が必要となります。そのことにより、柔軟な就学先の見直しができる条件が整います。そのための教職員配置の検討をお願いします。これは、病気のために、長期に病院や自宅及び施設等での療養が必要な児童生徒に対してはとりわけ重要な視点であり、教員配置の関係からも早急な検討が必要です。

以上

文部科学省初等中等教育局長
山 中 伸 一 様

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について

「意見」

本年４月に公布・施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえ、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を切に願うものです。

特に全国養護教諭連絡協議会としましては、養護教諭の複数配置の拡充を願うものです。

小学校８５１人以上、中学校・高等学校８０１人以上、特別支援学校６１人以上
という現在の養護教諭複数配置基準の大幅な引き下げが必要

近年の少子高齢化、情報化等による社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えています。いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する問題、アレルギー疾患の増加、生活習慣の乱れ、未成年の喫煙や飲酒、青少年の薬物乱用、性に関する問題、新型インフルエンザなどの感染症への対応、医療機関との連携を必要とする子どもの増加、さらに児童虐待の増加や発達障害のある子どもへの支援、災害や事件・事故等に伴う心のケアなど、子どもの心身の健康問題が多様化しています。それらの問題を解決するため、校内はもとより、地域の関係機関との連携が求められ、より専門的な視点での対応が求められています。特に、この３月の東日本大震災における子どもへの心のケアにつきましては、他県の養護教諭に対し多くの派遣要請があり養護教諭への期待はますます高まっています。

しかし、現状では多数の保健室来室者に対し、十分な対応を図ることが困難な状況にあります。子どもたち一人一人へのきめ細やかで質の高い教育を目指した少人数学級の推進と同時に、子ども一人一人にきめ細やかな対応を図ることができるよう、養護教諭の複数配置の拡充を要望いたします。

全国養護教諭連絡協議会会長 堀田 美枝子
港区芝公園 2-6-8 日本女子会館
03-3433-5767

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適性化に関する意見

2011 年 7 月 1 日
日本教職員組合

文科省の「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会
議」から意見の依頼のあった「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正
化に関して」については、日本教職員組合として次のように考えます。

＜30 人以下学級の実現をはじめとする教職員定数改善が必要＞

- ①基礎定数の充実をはかる必要があります。学級編制の標準を 30 人以下に引下げるこ
とを基本に、現在加配措置しているティーム・ティーチングや少人数指導等の指導方
法工夫改善定数などの基礎定数化をすすめる必要があります。
- ②小学校における教科担当枠を増員することや複数担任制が実施できる定数改善を検
討すべきです。
- ③様々な職種、課題に応じた定数改善を実施すべきです。
 - ・特別支援教育については、現在の通級指導や特別支援コーディネーター等に係る加配
を来年度より基礎定数化するとともに、特別支援学級・学校の学級編制標準の引下げ
を行うべきです。
 - ・事務職員の複数配置による学校事務処理体制の充実や生徒指導（進路指導）担当教員
の配置をいっそうすすめるため、積算基礎を改善すべきです。また、養護教諭や栄養
教諭等の定数改善を来年度から実施すべきです。
 - ・小学校における外国語の指導教員や外国人児童生徒への日本語指導教員、初任者研修
充実の教職員の加配を行うべきです。
 - ・学校統合に関わっては、市町村合併が伴う、伴わないに関わらず、教職員定数の激変
緩和措置としての加配を講じる必要があります。
 - ・学校運営協議会や学校協議会等の運営や連絡調整など地域との連携を専門的に担当す
る教員、事務職員等の加配を行うべきです。
 - ・東日本大震災への対応のための教職員配置については、教育復興担当教職員（教員、
養護教員、事務職員等）を加配定数として長期的に措置すべきです。また、スクール
カウンセラーを被災学校に原則 1 名、継続的に配置すべきです。

＜柔軟で機動的な教職員配置が必要＞

- ①教科や指導内容によっては、少人数指導や一斉指導等が効果的であるなど様々な形態が考えられることから、柔軟で機動的な学級集団の編制が必要だと考えます。学習集団だけでなく、生活集団としての役割としての側面も考慮する必要があります。
- ②市町村教育委員会や学校が、それぞれの地域の特性を生かした特色ある学校づくりを行えるよう、柔軟で機動的な学級編制や教職員配置とする必要があります。国・県が財源を確実に担保した上で、設置者や学校の意向を十分反映できるシステム作りが必要です。
- ③学級編制・教職員配置については、学校が判断し柔軟な対応が行えるよう、市町村教育委員会は学校に一定の裁量権を移譲する必要があります。

＜今後に向けた計画的・安定的な学級規模の縮小・教職員配置が必要＞

- ①小学校 2 学年から 6 学年までの 35 人以下学級の実施については今年度の 1 年生の実施を受け、今後、学年進行で行い、5 カ年計画で完結すべきです。その後、6 カ年計画で 30 人以下学級に移行すべきです。また、中学校については、来年度から新学習指導要領の全面実施にあわせて、35 人以下学級を 1 年生から学年進行で実施し、今後 3 カ年で実施すべきです。その後、3 カ年計画で 30 人以下学級に移行すべきです。
- ②複式学級については解消することを前提とし、中学校については来年度実施、小学校については来年度大幅な学級編制標準の引下げを行うべきです。
- ③インクルーシブ教育の実現にむけて、希望する学校でゆたかな学びが保障されるよう、障害のある子どもが在籍する普通学級へ教員の加配措置を行うべきです。
- ④高校の教職員配置についても、今回は検討の対象となっていませんが、学級編制標準の引下げや加配定数の基礎定数化など安定的な教職員配置が必要です。

＜定年延長の導入を見据えた、教職員定数や学級担任のあり方について検討が必要＞

- ①現在、国段階で年金支給との関係で、2013 年度から段階的に 65 歳まで定年年齢を引き上げる検討が行われています。日本では、仕事と生活の両立やディーセント・ワークの実現が喫緊の課題となっており、高齢期の雇用について職員が多様な働き方を選択できる方向で検討がされています。そのため、60 歳を超え新しい定年年齢まで、フルタイム勤務の他に、短時間勤務も可能な仕組みが検討されています。
- ②60 歳定年制の今でさえ、退職者総数に占める定年前退職者の割合は、小・中学校で 5 割、高校で 2 割となっています(日教組調べ)。この状況は、他の職場と比較した場合、異常に高く、定年まで働き続けられる条件整備を強く求めます。その上で、多く

の教職員が短時間勤務を選択する可能性が極めて高くなることが予測されますが、それに対応した教職員定数のあり方や職務内容を検討する必要があります。特に、学級担任のあり方について、複数担任制などの導入を行うべきです。

<安定的に教職員を配置するための財源措置や学校支援の専門スタッフの充実が必要>

- ①教職員の定数改善に要する費用については、国として安定した財源確保をすすめるため、現在行われている「社会保障と税の一体改革」の検討の中で、教育が未来への投資としての社会保障の一つとして位置づけさせる必要があります。教育振興基本計画の中に数値目標も含めて教育分野の財源確保をはかるべきです。
- ②正規教職員の配置を促進するため、加配措置の基礎定数化など義務標準定数法の改正、国の財源負担の拡充（義務教育費国庫負担金の2分の1復元、全額国庫負担等）を行うべきです。義務教育費国庫負担金が3分の1に切り下げられたことや自治体財政悪化の影響から、「定数くずし」がすすみ、小中学校には15%の臨時・非常勤の非正規教職員が存在しています。「定数くずし」ができないよう法改正すべきです。
- ③学校・教職員をサポートする専門スタッフとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、教育活動支援員等を配置すべきです。

「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化」に関する意見

2011年7月6日

全日本教職員組合

はじめに

全日本教職員組合（以下、全教）は、2011年度より国の制度として「小学校1年生の35人学級」が実現したことを歓迎します。また、小学校1年生に続く学年進行を見据えて、新たな計画の策定に向けての検討が開始されたことを積極的に評価し、今次の検討を通じて切実な国民的な願いである30人学級などゆきとどいた教育を保障する教育条件整備に向けての動きを大きく前進させることを期待します。

全教は、「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」（2010年8月27日策定、以下2010年8月計画）に向けて、文部科学省（以下、文科省）の求めに応じて、2010年2月10日付で意見書を提出するとともに、2月18日の教育関係団体ヒアリングにのぞみ、当組合の基本的な見解を述べました。その柱は、国の責任で30人学級を早期に実現することを基本に、地域の実情に応じた弾力的運用も可能にする制度への改善を求めたものです。また、貧困と格差の拡大など深刻な社会状況を反映した子どもたちをめぐる困難の広がり、「膨大な人数の定数内臨時的任用者」「病気休暇や介護休暇を取得する教職員がいても代替者さえ配置できない」など学校現場の実情も踏まえた改善方向を示しました。さらに、これらの点もふまえ、幼稚園から高校、特別支援学校に至る校種ごとの基本的な改善方向と枠組みを提示し、これらの事項の実現に向けての文科省の努力を強く求めました。

基本的には、その際に提起した諸事項は、今なお有効であり、東日本大震災と子どもたちを含む甚大な被災状況も直視し、加味した計画的、具体的な改善が求められると考えます。必要な事項を再掲するとともに、小学校1年生で35人学級実施に伴う課題を整理し、今次の検討にあたっての意見とします。「すべての子どもの成長と発達を保障する学校と教育を」という圧倒的な国民の願いを受けての検討であることを深く認識いただき、真摯な検討と改善の具体化に向けたご尽力を期待します。

1. 検討をすすめるための6つの観点

学級編制及び教職員定数の改善は、現在の学校と子どもたちをめぐる状況をリアルにみつめ、その問題点や課題を教育的に打開する方向で検討が行われる必要があります。全教が提起する基本的な観点は次の6点です。

（1）すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育を実現する

教育は、すべての子どもたちの成長と発達を保障することをめざして行われる社会的な営みです。この教育を充実させることこそ、父母、国民の願いであり、教育条件整備の役割です。

今日、「貧困と格差の広がり」など社会状況を反映して、子どもたちをめぐる困難が広がっています。「すべての子どもたちの成長・発達を保障する教育をどう充実させ、子どもたちをめぐる困難に接近し、打開するための教育活動をすすめるか」という観点は、今日の学校と教育を考えるうえで欠くことのできない、もっとも切実で緊急の課題です。東日本大震災とその深刻な被害状況は、この重要性をいっそう高めています。今回の検討にあたっては、教育条件整備に託された父母、国民の願いを正面から受け止め、今日の子どものと教育をめぐる状況と課題を真摯に検討し、課題を解決する方向での計画として策定されることが必要です。

（2）一つひとつの学校の教育を支え、励ます条件整備が必要

すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育を実現するためにも、一つひとつの学校には、子どもの実態と学校がおかれている地域の現状を出発点にしたそれぞれの学校の教育課程を編成し、計画的な教育活動をすすめることが切実に求められています。それぞれの学校の教育計画と教育活動を支え、励ます観点から学級編制及び教職員配置の標準が策定される必要があります。さらに、より子どもたちの実情に沿った教育を実現するためにも、学校の教育計画・教育活動に対応した柔軟な学級編制や教職員配置が可能となる弾力性を持つことも重要になっています。

（３）特別な教育的ニーズに対応する教育活動を充実させる

「貧困と格差の広がり」が子どもたちに与えている深刻な状況、引き続き高い水準で推移する「登校拒否・不登校」、学習障害や発達障害を持つ子どもたち、外国文化で育つ子どもたちなど特別な教育ニーズを持つ子どもたちの問題が大きくなっています。こうした特別な教育的ニーズを持ち、それぞれに対応したケアを必要とする子どもたちも含めて、すべての子どもたちの成長と発達を保障することが教育の責務であり、圧倒的な父母、国民の願いでもあります。今回の学級編制及び教職員定数改善が、こうした教育への願いを汲み取り、この教育活動を可能とする教育条件整備計画として策定されることが求められます。その際、教育活動を充実させる専門職の位置づけなど積極的な検討が必要です。

（４）教育条件、教育予算などに関わる国際的な規準や到達点をふまえる

日本の教育条件は、OECD各国平均と比較しても大きく遅れています。教育機関への公財政支出の対GDP比（日本の2007年度3.3%）をOECD各国平均（同年度4.8%）に引き上げることができれば、教育をめぐる遅れた条件を一気に引き上げることが可能になります。教育費、教育予算の割合を大きく引き上げ、教育条件の水準を引き上げることが、教育をよくする一步になることは明らかであり、今回の検討がこの方向で大きく前進することが期待されます。同時に、ILO・ユネスコによる「教員の地位に関する勧告」や日本も批准している「子どもの権利条約」などの角度からも学級編制や教職員定数の検討が行われることも大切です。今回の検討にあたっては、「学級規模は、教員が児童・生徒の一人ひとりに注意を払うことができるようなものとする」（「教員の地位に関する勧告」第86項）水準が確保され、その条件のもとで「児童の人格、才能ならびに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」（「子どもの権利条約」第29条・教育の目的）ができる教育条件への方向が示されることが期待されます。

（５）現行の義務教育費国庫負担制度や教職員定数に関する矛盾と問題を解決する

現行の「標準法」及び教職員配置に関わる制度は、全国の学校にあらわれている「膨大な人数の定数内臨時的任用者」「病気休暇や介護休暇を取得する教職員がいても代替者さえ配置できない」など教育の充実には程遠い課題を噴出させています。私たちは、義務制第7次定数改善計画によって導入された「定数くずし」や義務教育費国庫負担制度の「改正」による総額裁量制などがこの状況の要因のひとつに位置付けていると考えています。今回の検討にあたっては、現行制度の矛盾や問題点をていねいにみつめ、分析し、その打開をめざす制度改善の方向が示される必要があります。

（６）教職員の長時間・過密労働を解消し、そのいのちや健康を守る

2010年12月に公表された教職員の病気休職、精神疾患の状況などは、いずれも今日の学校現場における教職員の勤務の実態を映し出しています。文部科学省による勤務実態調査（2006年）によっても、教職員の長時間・過密労働の実態はきわめて深刻なものになっています。また、OECD調査によれば、日本の小・中学校における教員の残業を含まない勤務時間（2007年）の合計は、1960時間とされており、比較可能なデータのある17カ国中もっとも長く、各国平均（小学校1662時間、中学校1652時間、高校1656時間）を大きく上回っています。しかも、この労働時間は、いわゆる「法定勤務時間」の比較であり、「命じることではない」（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）とされながら、文科省調査によっても膨大な時間が計測されている「時間外勤務」は含まれていません。全教の試算では、文科省調査によって明らかにされた長時間労働を解消するためには、勤務日の時間外勤務に限定しても小・中学校で17万人を超える増員が必要です。多くの教職員が週休日や休日の勤務を余儀なくされ、たくさんの持ち帰り仕事を抱えた日々を送っており、早急な打開が求められています。教職員の勤務時間が守られ、そのいのちや健康が大切に扱われることは、ゆきとどいた教育を保障する重要な条件です。

2. 国の制度として小学校1年生の35人学級実現と当面する諸課題

（１）歓迎された35人学級、自治体の努力で少人数学級が前進

2011年4月から実施に移された小学校1年生の35人学級は、全国の学校で、子どもたち、教職員、保

護者からおおいに歓迎されました。これまで国における学級編制標準に準拠した学級編成基準で実施されていた県では、35人学級が実施に移され、「子どもたちの表情がよくわかるようになった」「一人ひとりの声に耳を傾け、向き合う教育活動ができるようになった」などの声は、教育条件整備が、一人ひとりの子どもたちを大切にする教育への基礎的な条件であることを改めて教えています。これまで地方の独自努力によって何らかの形で少人数学級に踏み出していた多くの道府県のうち、国の制度として1年生35人学級を受けて、18府県で実施学年が拡充され、少人数学級をめぐる新たな状況を生み出しました。この地方の努力を後退させることなく、地方から広がった少人数学級への歩みをさらに大きくすることが求められています。その最大の保障は、国の責任で少人数学級を進展させることです。

(2) 加配定数1700人の「活用」がもたらした新たな課題

一方、今年度の措置が「地方裁量によって小学校1年生の少人数学級に活用されている」加配定数によって具体化されたことは、少なくない混乱の要因となっています。文科省と都道府県教育委員会の詳細なやり取りは承知するところではありませんが、地方裁量による少人数学級を実施してきた自治体はもちろん、未実施の自治体でも加配定数の一定割合が引き上げの対象とされ、全国的な小学校1年生の35人学級のために「活用」されています。そのため、他の目的（例えば、指導方法の工夫改善や児童生徒支援のための加配）で措置されていた教職員が引き上げられ、従来の到達点を踏まえたそれぞれの学校の教育活動に支障をきたした事例などが各地で相次いでいます。

全教は、先の意見書においても「教職員の配置は、学級数、児童・生徒数などをもとにした客観的な基準によることを基本に、学校設置者及び学校の判断による増員（加配）を行う方式で対処することを求める」と主張し、基礎定数を充実させる方向での定数改善を求めました。それは、「加配」措置による定数が単年度の措置を基本としており、将来的な定数改善が不透明、不安定になることを考慮しての主張です。実際、「加配」定数として措置される教職員の多くが、単年度雇用を想定した臨時的任用者（いわゆる定数内臨時的任用）に傾斜したり、指導方法の工夫改善をより多くの学校で実施するために非常勤講師の活用が増加したりする傾向は、各地でさまざまな問題を生起させているからです。しかし、仮にそうであっても、現に「加配」措置が行われている学校では、不十分な条件を工夫しながら教育活動の充実に生かせるように努力され、一定の教育効果につなげています。この加配措置を一方的に引き上げれば、それぞれの学校で積み上げられてきた教育実践に重大な支障を来すことは明らかです。

(3) 小学校1年生35人学級をさらに前進させるために

以上のような経過は、小学校2年生以後の少人数学級を前進させるために、欠いてはならないいくつかの観点を明らかにしています。

- ① 国の制度改善の方向が示されれば、地方は将来像も見越して独自に実施している措置をさらに前進させる契機としていること。これは、少人数学級が、きめ細やかな教育活動に有効であることを地方教育委員会が認識していることの証明であり、何よりも圧倒的な父母・保護者、教職員、子どもたちの願いであることを示している。
- ② 地方の動きを安定的なものとするためには、具体的な進捗が担保された計画があり、国の責任で着実に実行されること。
- ③ 国の制度として学級編制標準を改善するにあたっては、それを保障する定数を十分に確保すること。義務制第6次、第7次という改善計画で措置された「加配」定数の流用などの手法に頼ることのない計画策定と具体化を行うこと。

3. 国の責任で、小学校2年生以降の少人数学級に向けて計画的実施を

(1) 国の責任による計画的な改善が必要－義務教育費国庫負担制度を堅持し、充実を

全教は、「学級編制及び教職員定数に関わる標準」は、ナショナルミニマムとして、国の責任で教員の純増による改善が行われなければならないと考えます。この標準は、固定のものではなく、子どもたちをめぐる状況、教育の充実をめざす研究や教育実践の進展、国民の教育に寄せる期待やそれを支える財政状況などをふまえて、漸進的に改善され、充実が図られる必要があります。この立場から、学級編制及び教職員定数に

関する標準が定められ、しかもその標準は全国すべての学校の最低基準として位置づけられ、ここに規定される教職員定数に関わる経費は、国の責任で担保される制度的保障がなければなりません。このためには、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合の改善を図ることが必要です。今回の検討にあたって、義務教育費国庫負担を 1/2 に戻すことの決断を求めます。

特に、今回の検討にあたっては、子どもたちと教育をめぐる現状を出発点にして、学校教育を充実させ、すべての子どもの教育を受ける権利を保障する立場から、対象職種の拡充を検討する必要があると考えます。その際、「学校教育法で学校必置職員として規定されながら、現行標準法によって完全配置が担保されていない」または「置くことができる職員に対する標準法の位置づけ」など学校教育における関係諸法令と教職員配置の間で生じている矛盾を打開することも重要な課題です。

また、前述の全国的にあらわれている制度的な矛盾や問題点を打開することも必要であり、正規採用者の増による定数内臨時的任用者の計画的な解消など学校現場における非正規教職員の増加を抑制する具体的な措置を盛り込むことを求めます。さらに、「定数くずし」政策も背景として急増している非常勤講師の「多用化」は、教育活動を細切れにするとともに、計画的、集団的な教育活動を弱体化させる要因ともなっており、必要最小限の配置にとどめるよう、制度的な改善を図る必要があります。

（２）「教育交付金」（仮称）を創設し、学校、地方の実態に即した弾力性を担保する

ナショナルミニマムとしての「学級編制及び教職員配置の標準」とともに、任命権者及び学校設置者の判断によっては、国の最低基準を上回る学級編制基準及び教職員配置が可能となり、その財源についても一定の範囲で国が措置する制度改善を検討する必要があります。それは、義務教育の全国水準を確保することを担保するとともに、教育が子どもたちの実態、地域の実情によって具体化されるという本質的な姿から導かれるものです。

全教は、先の意見書において、義務教育費国庫負担制度による国庫支出による全国的な教育水準の確保を前提に、地方が子どもの実態、地域の実情に応じた創意あふれる教育活動をすすめるための経費に充当できる「教育交付金」（仮称）の創設を提起しました。小学校 1 年生の 35 人学級実現と地方でのさらなる拡充は、地方が教育に抱える財源を持つことの重要性を示しており、制度的な確立が重要課題になっていると考えます。なお、全教が提起している「教育交付金」（仮称）は、地方交付税交付金などとは異なり、地方の判断による教育の充実のための人的経費にのみ使用可能とする特別財源として位置づけるものです。国庫負担を補完する地方交付税交付金の位置づけ、現行の交付金制度で積算されている学校教育関係人件費との調整を図るとともに、地方の判断で国標準を超える教育条件を整備することを推奨する趣旨に沿った地方交付税交付金の充実及び「教育交付金」（仮称）による財政保障の必要性を真剣に検討いただくことを求めます。

（３）高校教育費国庫負担制度（仮称）を創設する

2010 年 8 月計画では、高校における学級編制標準の改善が見送られました。これは、「子育てを社会全体で応援する」（2010.1.30 鳩山首相施政方針演説）立場から高校授業料の実質無償化に踏み出し、教育費をめぐる大きな転換を迎えている状況とは明らかに反するものです。全教は、長年の教育費自己負担主義を転換させた政策動向と高校への進学率が 98% という現実もふまえ、今次の検討において高校の学級編制標準の改善が盛り込まれることを求めます。そのためにも、小学校、中学校に準じた「高校教育費国庫負担制度」（仮称）の創設が必要だと考えます。高校教育における基礎的な条件整備に国が責任を持つことを鮮明にするためにも真摯な検討を要望します。

4. 今次の検討にあたって留意すべきいくつかの事項について

今次の検討にあたって、「検討事項」として提示されている 5 つの項目について、他の項でふれることができなかった点について、全教の基本的な意見を整理し、提示します。

（１）特別支援教育の充実について

2010 年 8 月計画では、特別支援教育関係の学級編制標準や教職員定数改善に向けた具体的な計画が示されませんでした。現在、特別支援教育にかかわっては、児童・生徒数の急増を主たる要因とする学校の過大規模化、学級への入級児童・生徒の増加などによる深刻な教育条件の低下が各地で起きています。本

来、一人ひとりの発達段階と教育的ニーズをふまえた教育の場である特別支援学校・学級の現状をこのまま放置することはできません。次項で提示する全教の改善案もふまえ、早急な打開策の検討が求められています。学級規模別の教職員加配を行うとともに、学校設置基準の策定をはじめとした制度全体の検討もあわせて要望します。

(2) 東日本大震災の甚大な被害に対応した教職員配置について

被災地では懸命の復興に向けた努力が傾注され、生活再建、教育活動の再開に向けたとりくみがすすめられています。避難所となった学校では、教職員が自らの被災にもかかわらず、教育活動の再開に向けたとりくみとともに、懸命の奮闘で被災者を支え、復旧・復興に向けて重要な役割を発揮してきました。子どもたちの精神的なケアも継続的な教育課題です。被災地、とりわけ具体的な教育活動が展開される学校の要望を踏まえた教職員配置は緊急かつ重要な課題です。2011 年度において措置された加配を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーなど専門職員の配置を積極的に検討するとともに、子どもたちと学校、地域の実情に応じたきめ細やかな教職員配置が望まれます。

(3) 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

小学校 1 年生の 35 人学級実現とそれをめぐる地方の動きをみるだけでも、学級編制標準と教職員定数の改善が、安定的な計画のもとに実施されることの重要性がわかります。それは、中教審初等中等教育分科会の「提言」が指摘している諸事項にかかわってもいえることです。例えば、「非正規教職員の配置増」は、他の諸制度とも関連しながらも、基本的には安定的な改善計画がないもとでの単年度措置にならざるを得ない加配定数の増加を背景にしています。全教は、ゆきとどいた教育をすすめる基礎的な条件として学級編制標準や教職員定数改善があると考えており、計画的な学級編制標準の改善とその安定的な実施が極めて重要な課題であると認識しています。2010 年 8 月策定の計画をさらに実施期間を短縮させること、複式学級の解消を含む学級編制標準の改善とともに、基礎定数充実計画を策定し、安定的に実施に移すことを強く求めます。

(4) 学級編制標準及び教職員定数改善計画と財政について

2010 年 8 月計画では、学級編制標準の改善とともに「教職員配置の改善」(2014 年からの 5 か年計画)が盛り込まれました。しかし、この計画では「平成 26 年度以降の改善増に必要となる恒久的な財源確保について理解を得ることが必要」と明記され、当初の小学校 1・2 年生での 35 人学級が縮小された経緯や今回の検討にあたって、財源問題は大きなテーマとなることが想定されます。学級編制や教職員定数の改善に相当額の経費を要することは当然ですが、「恒久的な財源確保」を文科省がことさらに強調することの妥当性は問われなければなりません。前述の「OECD インディケーター (2010 年版－2007 年統計)」の数字でも明らかなように、日本の教育機関に対する公財政支出は OECD 諸国と比べても極めて低位であり、平均値まで引き上げるだけで国と地方あわせて 7 兆円を超える教育予算予算増とすることができます。教育予算の抜本的な増こそ求められる姿です。何よりも、一人ひとりの子どもたちを大切にするための教育条件整備は、圧倒的な父母・保護者、国民の願いであることをふまえた文科省の努力が求められます。

5. 新しい教職員定数改善計画の策定について－全教の学級編制及び定数改善への提案

全教は、先の意見書において、それぞれの学校種に応じた『学級編制と定数改善への提案』を提示しました。小学校 1 年生の 35 人学級が実施に移されたことを踏まえ、改めて以下の改善への提案を示します。

(1) 基本的な改善方向

- 1) 学級編制の標準は、小・中、高校を 30 人以下とし、特別支援学級及び学校、幼稚園はそれぞれの学校に通う子どもたちの成長・発達を最大限に保障する観点から別に標準を設定する。当面、早急にすべての学年での 35 人学級を実現し、順次 30 人以下に前進させる具体的な計画を策定する。
- 2) 障害児学校における学校設置基準を策定する。あわせて、学級編制標準の改善に対応した施設、設備改善計画を策定する。「教室が足りない」ことを理由にした学級編制標準の具体化の遅れをつくらない具体的な計画とする。

- 3) 教員の担当授業時数について、学校種に応じた上限的な規制を導入し、必要な教員数を確保するために現行標準法の方式による「学級数に対応した乗数」の改善を行う。この検討にあたっては、少なくとも、文部科学省が言及してきた「1時間の授業につきましては、1時間程度は授業の準備が必要ではないか」（たとえば、2002年3月25日参議院文部科学委員会での答弁）が教職員定数改善の方法として具体化されることを求める。
- 4) 教職員の配置は、学級数、児童・生徒数などをもとにした客観的な基準によることを基本に、学校設置者及び学校の判断による増員（加配）を行う方式で対処することを求める。
- 5) 子どもたちの実態、とりわけ特別なニーズに対応した専門職の位置づけを明確にして、学校に配置すべき新たな職種についての検討を行う。この際、国の責任による教職員配置の立場から、標準法対象職員として位置づけを明確にする。また、現在、学校に勤務している市町村費などによる教職員の雇用安定、身分の適正化との調整を図ることを求める。

（２）校種別の学級編制基準及び教職員定数改善計画の方向

【幼稚園】

1) 学級編制の標準

今次の検討に幼稚園の学級編制標準の改善を盛り込み、現行の「35人以下」という一般的基準を改め、3歳児－15人、4～5歳児－25人の編制を標準とする。

2) 定数改善

- ① 園長を専任配置する。
- ② 学級数に対応して、少なくとも小学校と同程度の教員数を確保する。
- ③ 障害を持つ子どもを受け入れた際の加配を制度化する。
- ④ 養護教諭、事務職員、現業職員の配置を促進する。

【小・中学校】

1) 学級編制の標準

現行の「40人」を改め、小学校2年生以降の35人学級を段階的に実施する。複式学級は、基本的に解消することをめざし、学級編制の標準を改善する。特別支援学級は、1人でも学級認定をすることを基本に、障害種別での教育を保障し、6人以下の学級編制とする。特別支援学級では、生活年齢による学級編制を重視する立場から、小学校では低学年・高学年、中学校では学年の区分による学級編制とする。

2) 定数改善

- ① ゆきとどいた教育を実現するために、小学校での専科教育の充実をめざすとともに、小規模中学校においても教科専門の教員免許状所有者の完全配置が可能となる教職員配置の最低保障を設定する。また、教員の担当授業時数の上限を設定し、授業準備、授業整理の時間を確保することをめざし、小学校20時間、中学校18時間を目標に計画的に改善する。この担当授業時数には、学級活動や特別活動に係る指導時間を含むものとする。
- ② ①の趣旨をいかし、小学校では（一定の学級規模以上校となることはやむを得ないとしても）、学級数に対応した学級担任教員に加えて、専科教育担当教員を配置することとし、小規模校での実現をめざす定数改善を行う。この考え方を学級規模に対応して実現するために、現行標準法に規定する「学級数に応じた乗数」を抜本的に改善する。
- ③ 学力向上や生徒指導上の諸問題に対応するために、児童・生徒数に応じて教員を増員配置する。
- ④ 通級指導教室をすべての小・中学校に設置する制度として位置づけ、各学校に1人の教員を配置する。また、学級編制の標準に準じた「教室編成の標準」を設け、漸進的に配置改善を図る。
- ⑤ 現行の特別支援教育支援員の配置と別に、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対する教育的指導に対応する教員の配置を行う。学年1名の配置をめざし漸進的に改善する。
- ⑥ 養護教諭の全校配置を実現するとともに、児童・生徒数に応じた複数配置を計画的に進捗させる。当面の複数配置基準を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」ことを重視して、小学校、中学校と

もに 300 名を目標とし、漸進的に改善する。夜間中学校への配置を検討する。

- ⑦ 各学校に、特別支援教育コーディネーターを配置する。
- ⑧ 学校事務職員について、子どもたち、教職員とともに「学校に勤務してこそ学校事務職員」の原則を確立し、全校配置を実現するとともに、地方交付税交付金によって単位費用が積算されている事務職員人件費も（標準法定数に）組み込み、児童数・生徒数に応じた加配を行う。就学援助認定の児童・生徒数によって加配されている学校事務職員については、就学援助認定者の急増という現状にてらして、加配基準を改善するとともに、該当校全校への配置をめざす。
- ⑨ 学校栄養職員について、本人の希望も考慮した栄養教諭への任用替えを早急にすすめる。配置については、安全でより豊かな学校給食の実施と食育の充実のため 1 校 1 名の学校栄養職員・栄養教諭の配置を行う。共同調理場に配置される学校栄養職員、栄養教諭の定数改善を図る。
- ⑩ 学校図書館機能の充実を図るために学校図書館司書・職員を専任化する。その際、学校設置者によって配置されている図書館職員の身分安定、雇用継続との調整を図る。
- ⑪ 地方交付税によって措置されている小・中学校の現業職員を標準法対象職員として位置づけ、全校配置をめざす。
- ⑫ 校長は、学校に 1 名配置とし、教頭の複数配置を廃止する。
- ⑬ 学校と教育、教職員に対する管理・統制施策として導入された「副校長」「主幹教諭」「指導教諭」を廃止する。

【高等学校】

1) 学級編制の標準

2010 年 8 月計画で見送られた学級編制標準の改善を盛り込み、当面、以下の改善を実現する。

- ① 全日制普通科では 35 人学級を標準とする。
- ② 定時制では 20 人学級を標準とする。
- ③ 職業専門教育をおこなう職業科については、全日制 25 人学級を標準とする。

2) 定数改善

- ① 2002 年高校標準法等の一部「改正」を見直し、教職員定数については生徒の収容定員による標準から学級数による標準に戻す。この趣旨から、平成 13 年 6 月 29 日付「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正について（通知）」の第 2、2（3）イ（イ）を見直す。
- ② 小規模校においても円滑な校務運営を保障し、免許外教科担当を生じさせないための最低保障の標準を定める。
- ③ 教員の担当授業時数について、ロングホームルームも含め 15 時間を上限として教職員定数を定める。実験・実習をとまなう教科の担当者については、準備、後始末に必要な時間を担当授業数に考慮する。
- ④ 学校教育法第 22 条「教職員定数の算定に関する特例」について、次のような課題等を持つ学校について、加算を行う。
 - i) 学習・生活指導上の困難が集中している学校には、一定の客観的基準を定め、加算を行う。
 - ii) 特別な教育的ニーズに対応する指導のための加算ができるようにする。
 - iii) 生徒の進路及び特性その他の事情に応じた支援加算を行う。
- ⑤ 通信制の教諭定数については、在籍生徒数を一定の除数で算出することとし、レポート指導やスクーリングの実態などをふまえた改善を図る。
- ⑥ 養護教諭は、全校配置を基本に、通信制、分校にも配置する。複数配置基準を 300 人に引き下げる。
- ⑦ 実習助手については、2004 年 4 月の学校設置基準で、「高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする」とした「改訂」を見直し、必置職員として位置づける。
- ⑧ 学校事務職員については、現行標準法を基礎に定数の充足を図る。
- ⑨ 現業職員を学校教育法、標準法など関係法規に位置づけ、職名は学校現業職員とする。定数配置にあたっては、現行の地方交付税交付金積算単価に準じて、収容定員 600 人の場合は 4 人を標準とす

る。

- ⑩ 専任、専門、正規の学校図書館職員を学校教育法、標準法等関係法規に位置づけ、職名を学校司書とする。

【特別支援学校】

1) 学校設置基準を策定する。

全国に広がる「超」過大規模校などの現状をふまえ、障害児学校設置基準を策定し、在籍するすべての子どもの成長と発達段階に即した教育活動にふさわしい学校規模、施設・設備の全国的な具体的基準を確立する。

2) 学級編制の標準

学級編制は現行通り小・中学部 6 人、高等部 8 名とし、障害種別に設置する。重複学級については、「重度・重複学級」と改め、3 人を標準として、辻村報告（1975 年 3 月 31 日、「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について（報告）」）及びその後の医療的ケア必要児の位置づけなどを考慮して対象児の規定を設け、学級編制をすすめる。訪問教育については、教員の移動時間も勘案して通学生と同等の指導が可能となるものとする。また、幼稚部・専攻科を標準法に位置づけ、幼稚部に重度・重複学級を設置する。

3) 定数改善

- ① 障害種別の専門性を重視し、複数以上の障害種別を対象とする特別支援学校における「障害部門」の制度を新たに位置づけ、それに必要な定数標準を設ける。
- ② 小学部・中学部における学級規模別教職員配置に係る乗数について、大規模校になるほど児童・生徒比の教職員数が低下する現行制度を抜本的に改善し、少なくとも 1 学級 2 名の教職員配置を保障する。
- ③ 「特別支援教育」制度化にあたって新たに位置づけられたセンター的機能を担う教員定数を当面、学校あたり複数配置とする。各学校におけるセンター的機能の拡充を推進するために、漸進的な配置改善の計画を策定する。
- ④ 多様な子どもたちの障害実態に対応する多様な教育課程・学習グループ編成、複数担任による学級指導などの実態を踏まえ、学級あたりの教員配置の乗数を改善する。
- ⑤ 養護教諭について、幼稚部を含むすべての学部配置する。
- ⑥ 医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校においては、看護師を配置する。常時マンツーマンによる対応が必要な重度・重複児に対して必要な教員を配置する。
- ⑦ 寄宿舎指導員の配置に関して重度・重複障害児を考慮できる制度とする。複数以上の障害種別を対象とする特別支援学校の寄宿舎における寄宿舎指導員は、障害種別ごとに舎室を設ける前提で定数配置の標準を定める。最低保障数を 14 名とする。
- ⑧ 地域状況および交流・共同教育の促進を目的として通常学校内に分教室を設置する場合、教育課程の編成に支障をきたさない教員配置と、養護教員、事務職員、看護師をはじめとする必要な教職員の配置ができる制度とする。また分校の職員配置は本校に準じて行う。
- ⑨ 理学療法士、作業療法士、言語療法士、視能訓練師、歩行訓練師など子どもたちの特別なニーズに対応する専門職員を標準法に位置づける。その際、特別支援学校に現在配置されている専門的教育指導を目的とする専門教員枠とは、別途の扱いとして制度化する。
- ⑩ 就学相談、入学前からの教育相談に対応する教員をすべての特別支援学校に配置する。
- ⑪ 障害のある教職員のための職務補助制度を確立し、ヒューマン・アシスタントを配置する。

【その他】

中等教育学校における教職員配置は、中学校及び高等学校に準じて改善する。

以 上

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について

全日本教職員連盟

1 きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法改善の在り方について

学級編制の標準の引き下げは、長年に亘る学校現場の悲願であり、かつ国際的な学級規模に僅かながら近づく第一歩として、全日教連は、一定の評価をしています。

文部科学省が実施した「少人数学級の評価」によると、学習面において、9割以上の小中学校で児童生徒の学力向上や授業につまずく児童生徒の減少が認められています。これは、学級規模を小さくすることが学力の向上に効果的であることを顕著に示していると言えます。

平成23年度より順次全面実施される学習指導要領においては、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成等の充実が図られ、確かな学力を確立するために必要な授業時数が増加されました。学習指導要領を円滑に実施していくためには、児童生徒の興味や関心、理解や習熟度に応じたきめ細かで質の高い教育を一層充実させていくことが不可欠であることは、言うまでもありません。このため、教員には、これまで以上に個に応じた指導の充実が求められ、個々の児童生徒に対する指導の準備や評価等、時間をかけて向き合う必要があります。

全日教連は、義務教育段階の全ての学年において、30人学級を実現することを要望してきました。従って、今後も少人数学級を更に推進し、きめ細かで質の高い教育を目指す必要があると考えます。

2 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について

平成23年度、小学校1年生における35人以下学級実現のために、加配定数の教員1700人が基礎定数に振り替えられました。この1700人は、既に地方自治体にお

いて小学校1年生の少人数学級の担任をしていた人数とされています。しかし、地方自治体が少人数学級の担任に当てている教職員は、本来、少人数指導等の学級担任以外の加配定数であり、それを基礎定数に振り替えたということは、事実上、加配定数を削減したことになります。

学級担任以外の加配定数は、学校運営を円滑にするために、柔軟な対応ができる貴重な人員として活用されています。独自に少人数学級の編制を行ってきた各地方自治体にとっては、国が示す学級編制の標準が40人のまま30年間も変わらない中で、地域の実態や保護者のニーズに応えるために、苦渋の決断をしたと言えます。小学校1年生の35人以下学級実現のために4000人が必要なのであれば、4000人の定数改善を行い、既に少人数学級の編制のために当てられていた加配定数の補填をするのが本筋であると考えます。

また、地方自治体が単独事業としての小学校2年生以降の少人数学級化を今後進めていくためには、振り替えられた加配教員を新たに確保する必要性が生じることから、地方自治体の負担が増加し、少人数学級を実現しようとする動きを抑制してしまいます。

指導方法工夫改善のための加配教員を、少人数学級の担任のための基礎定数に振り替えると、習熟度別指導等の効果的な指導が十分行えなくなることが懸念されます。したがって、少人数学級担任のための基礎定数と指導方法工夫改善等の加配定数とは、分けて考える必要があります。

全日教連は、以下の方法によって、教職員定数の充実を図ることを求めています。

- (1) 1学年の学級数に対する教員を、各学年小学校1.5以上、中学校2.0以上を乗じた数とする。
 - 学級編制の標準を40人から30人を目標に引き下げ、算定した教員数で各学校の実態に応じて、弾力的に学級を編制できるようにする。
 - 副校長及び教頭を基礎定数の算定から除き、弾力的に複数配置を行う。
 - 習熟度別・少人数指導や生徒指導の充実のために加配教員を充実させる。
- (2) 東日本大震災に関わる加配においては、教員数の増員を特別措置で行う。
- (3) 新しい職の配置促進を図る。
 - 主幹教諭は、1校に1名以上配置を行い、その職務が機能するよう教員の加配を行う。

- 指導教諭は、全ての学級に対する指導、助言が行えるよう、1校に複数配置する。

(4) 特別支援教育コーディネーターを校内に専任で配置する。

特別支援学校や特別支援学級及び通級指導の対象となっている児童生徒数が増加傾向にあるとともに、障害の重度・重複化が進んでいるため、特別支援教育を充実させることができる教職員定数の改善が必要であると考えます。更に、通常の学級に在籍している発達障害の児童生徒へのきめ細かな指導・支援を行うために特別支援教育コーディネーターの専任配置をはじめとする教職員定数の改善も必要であると考えます。

(5) 養護教諭の複数配置基準を引き下げる。

養護教諭の担う役割は、児童生徒の保健管理や保健指導に加え、個別の健康相談や児童虐待の発見等、担任や保護者、医療機関、各種相談機関等との連絡調整を行うコーディネーターとしての役割が求められています。そのためにも複数配置基準の引き下げは急務であると考えます。

(6) 学校栄養職員の栄養教諭への任用替えを促進し、配置基準を引き下げる。

(7) 学校事務職員を全校配置するとともに、複数配置基準を引き下げる。

平成18年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、教員の1か月当たりの残業時間は、平日のみで約34時間にも上り、昭和41年度の約8時間と比べても約4倍に増加しています。こうした教員の超過勤務による負担増加を解消する方策の一つとして、学校事務職員を増員し、教職員としての専門性を必要としない事務的な業務を担ってもらうことを考えています。このことによって、教員が子供と触れ合いながらきめ細かい指導を行う時間がより多く確保できると考えます。

(8) 司書教諭を専任で配置できるよう、配置基準を設ける。

小学校高学年において、教科担任制を導入する学校が増えています。小学校から中学校への進学の際、急激な学習や生活の変化に馴染めない「中1ギャップ」の解消のためにも、専科教員の配置を進めることができるよう、基礎定数の充実を図る必要があると考えます。

また、近年、生徒指導上の課題は、複雑化・多様化しています。これらの課題

を解決するためには、学校が組織的に対応していくことが不可欠であり、そのための体制整備を図るための教職員定数の改善が必要であると考えます。

3 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について

平成24年度から実施される、市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みについては、これまで全日教連も関係諸機関に要望してきました。

児童生徒や地域の実態、学校における重点課題等に応じて、適正な学級規模は異なります。学校が抱える課題が多様化・複雑化する中、国が一律に定めた学級編制の標準では、実態に応じた教育環境を整備する上で支障が出ていました。そのため、設置者や学校の意向を反映した学級編制ができる仕組みは、非常に意義があると考えます。

しかし、この仕組みは、学級担任や校務分掌等の校内人事に左右されるものであってはなりません。柔軟な学級編制を行うにあたっては、十分な説明責任が求められます。校長は、市町村教育委員会と協議を重ね、校内はもとより保護者、地域に対して、しっかりとした学校経営の理念を示して、理解を得ることが重要となり、それらを果たすことによって、むしろ、学校への信頼が高まることも期待できると考えます。

4 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

小学校2年生から中学校3年生までの学級編制の標準の改善については、当面、平成22年7月の概算要求に示された「新・義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」を早期に実現し、計画的・安定的な学級編制及び教職員配置を行うべきであると考えます。

平成18年度から国庫負担率が3分の1に引き下げられ、教育の地域間格差は、益々深刻な問題となっています。国が教育の機会均等や教育水準の維持向上を図るために、学級編制及び教職員定数の改善を行う際に、必要な教職員が確実に学校に配置されるよう、その財源は国の責任において確保されるべきものであると考えます。このため、国は引き続き、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、将来的には教材費や学校図書費等も含め、義務教育にかかる諸費用は全額国庫負担となるよう、要望してきました。

鈴木文科副大臣は、「自然減や定年退職者の増加に伴う平均年齢の低下で給与

の平均単価が下がり、そうした財源を活用することによって、財政負担が重くならない中で基礎定数改善が進められる」と答弁しました。厳しい財政事情の中で、人件費を抑制せざるを得ない現状ではありますが、「教育は未来への投資」と捉え、教育に関しては国が責任を持つという強い姿勢を見せれば、国民も理解を示すものと思われます。

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について

(社) 全国高等学校PTA連合会

会長 相川 順子

1 保護者が学校に望むこと

- (1) 安心・安全な学びの場であってほしい
- (2) 集団の中で、心豊かでたくましく育つ場であってほしい
- (3) 確かな学力を身につける学びの場であってほしい

※ そのためには、きめ細やかで質の高い教育サービスを提供できる環境が必要であるとともに、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間や教材研究等の時間を十分確保する必要があります。

2 望ましい学級規模は、30人以下（15人以上）

- (1) 学習面、生徒指導面、安全管理面において、「一人ひとりに目を配り、心をかけ、言葉をかけることができる」学級規模
- (2) 一斉授業でも、机間支援等により「つまづいている子どもへの支援」や「進んでいる子どもへのより質の高い課題提供」等、個に応じた指導が可能な学級規模
- (3) 学級集団の中に共感的な望ましい人間関係を構築しやすい学級規模
- (4) 学級集団生活の中で、一人一役を果たせるよう、また自分の発言や行動が認められる等、自己の存在感を感じることができる学級規模
- (5) 学校は集団の中で学ぶ場である。集団の中での葛藤を経験することによって成長したり、集団での活動を通して社会性が育ったりすることもあると思います。したがって極端に少人数の学級規模だと望ましくないこともあるのではないのでしょうか。
複式学級を編成しなければならないような場合は、学校統合など複式の解消に向けた取り組みも考えなければならないのではないかと考えます。

3 望ましい教職員配置増の理由

- (1) 定数増により、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保する。
- (2) 定数増により、分かる授業やより質の高い授業実践のため、授業研究や教材研究の時間を確保することができる。
- (3) 1学級1副担任の確保等による事務負担軽減により、保護者との連携の強化が図れる。
- (4) 学校支援ボランティアの活用等により、個に応じた支援や採点業務の軽減等を可能にする。

(5) 外部人材活用等による部活動指導等の負担軽減になる。

4 雑感

☆ とにかく学校の教職員は忙しいと思います。

勤務時間を終えてからも書類整理で残っていたり、家庭に仕事を持ち帰ったりすることも日常茶飯事と聞きます。それに加え、生徒指導上の問題に振り回されることもあります。また、部活動の指導や大会引率業務、地域行事への参加等、休日も休めない

ことが少なくないと思います。

こうした状況では、教職員の身体的な疲労を招き、更に保護者のニーズに応えようとして精神的にも追い込まれることにもなるなど、心身の健康を害する教職員も少なくないと思います。

☆ よりよい教育サービスを提供するためには、教職員が心身ともに健康であることが不可欠だと思います。

そうしたことから、少人数学級の実現や教職員の定数増が重要だと思います。

☆ 国や都道府県では、これまでも教員の加配制度の導入により一定の成果を上げていると思います。(T Tや少人数指導等指導方法の工夫改善、生徒指導困難校への加配、養護教諭の加配等)

これはこれでとてもありがたいことではありますが、目的や期間が限定的な加配より、学校の実態に応じて特色ある教育を推進できる根本的な定数増がより効果的だと考えます。

☆ 免許外教科を担当している教員が、小規模校に多いように思います。

本来は専門教科(特に家庭科、美術や技術などの技能教科)の教員が教育にあたるべきところ、専門教科のできる教員の配置がされていない事が多いので、専門外の教職員は臨時的に臨時免許を申請し対応をしていると聞きます。

人数ありきの配置ではなく、教科の配置を見て最低限の人数を確保し、子どもへの教育にあたってほしいと思います。

☆ 義務教育小・中学校と高等学校では発達段階に大きな差があります。しかし、高等学校では普通科であれ実業科であれ、義務教育諸学校に比べてより高度な、より専門的な学習が展開されています。また、生徒指導上の問題もより多岐にわたります。そうしたことから考えると、高等学校においても少人数学級の実現や教職員の定数増が重要だということは同じだと思います。

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について

平成 23 年 7 月 5 日
全 国 知 事 会

教育は、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、人格の完成を目指すものであり、自立した人間として幸福な生涯を実現していく上で不可欠なものである。教育の成否は、教員の資質によるところが大きいですが、同時に、子ども一人一人に目を配り、適時適切な指導ができる仕組みが必要である。

教育の目的を達成し、我が国の今後の発展を期するためには、学校教育を支える重要な基盤である公立学校の学級編制の標準及び教職員定数の改善が必要であり、以下 4 項目について意見を申し述べるところである。

なお、各都道府県においては、その重要性に鑑み、第 6・7 次教職員定数改善計画以降も、国に先駆けてそれぞれ独自に少人数学級等への取組を実施してきたところである。制度改革を行うにあたって、これまでの地方の取組を尊重した上で、その独自性が失われることのないよう、国としての対応を強く要求する。

(1) 学級編制標準の改善の考え方について

昨年度策定された「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」による 35 人・30 人学級の推進は、小学校第 1 学年の 35 人学級の実現のみにとどまっていることから、新学習指導要領の円滑な実施や少人数指導及び少人数学級に対応した中長期的な「教職員定数改善計画」を早期に策定し、公立の小学校の第 2 学年から第 6 学年まで及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）に係る学級編制の標準を順次に改定すること。

なお、学級編制の標準の引き下げにあたっては、既存の加配定数を削減することなく実施するとともに、必要な財源を確保すること。

(2) 複式学級の改善の在り方について

現在、複式学級の指導上の困難性から、その解消あるいは学級編制の標準の引き下げを求める声が学校現場から多数上がっている。また、児童生徒数が少ない小規模校においても、学校として果たすべき機能を維持していく必要があることから、複式学級の体制の充実を図ること。

(3) 特別支援教育に係る教職員配置の在り方について

特別支援学級の学級編制の標準は現在 8 人とされているが、実態としては、複数の学年による児童生徒の同一学級編制や、在籍する児童生徒の障害の重度・重複化等により、指導に困難をきたしている状況が多く見られることから、学級編制の標準の引き下げを図ること。

さらに、通常の学級における特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している現状にあることから、通級指導のための教職員配置を含め、小・中学校全体における特別支援教育の体制整備を図ること。

(4) 学級規模・教職員配置の適正化に関する国と地方の役割分担について

憲法で定められた国民の教育を受ける権利を保障することを目的として「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」を図るため、国・都道府県・市町村が連携協力しながら、それぞれの責任に応じた役割を果たすことが重要である。

そのためには、学級編制の標準及び教職員配置に関して、地方の意見を反映させた教育制度にすること。

平成 23 年 6 月 28 日

公立義務教育諸学校の学校規模及び教職員配置の適正化について

平成 23 年 6 月 14 日付文科初第 418 号にてご照会いただいた件につきましては、別紙のとおり提出します。

なお、別紙の内容につきましては、6 月 8 日の全国市長会議にて決定したことを申し添えます。

全国市長会社会文教部（担当：飯島）

電 話：03-3262-2318

F A X：03-3263-5483

E-mail：r-iiijima@mayors.or.jp

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について

平成23年6月28日

全 国 市 長 会

1. 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
2. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
3. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や研修の実施に伴う人件費、施設整備費について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

平成23年7月11日

文部科学省初等中等教育局長

山 中 伸 一 様

全 国 町 村 会

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化

にかかる照会について（回答）

去る7月8日に開催された本会理事会において、「平成24年度政府予算編成及び施策に関する意見」を決定し、その中で「11. 教育施策等の推進」において、標記照会に関する意見を掲げており、これに基づき次のとおり回答する。

本会は、教職員が子どもと向き合う環境を確保するために、学級規模及び教職員配置の適正化について毎年度要望を重ねてきた。今般、小学校1年生の学級編制の標準が見直されたことは、児童一人ひとりへのきめ細やかな教育に向けた大きな一歩であると評価しているところである。

そこで、本年6月に設置された「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」における検討にあたっては、教育水準の維持・向上という観点から、「学級編制及び教職員定数の標準を引き続き見直すべきである」ことを本会の意見として提出する。なお、検討に際しては、町村の実情を鑑み、特別支援学級や通級学級に在籍するLD及びADHDなどの障害をもつ児童・生徒に対する特別支援教育の充実方策や、複式学級の改善についてもあわせて行うこととされたい。